

1. 開 会
2. 会 長 あ い さ つ
3. 欠 席 委 員
4. 署 名 委 員
 - 3番 吉形 敦 委員
 - 4番 草加 巳良 委員
5. 議 事

○石原会長

議事につきましては議案第17号から19号までと、報告案件が10号ございます。その他はまた後に紹介します。

それでは2ページをお開きください。議案第17号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認につきまして、受付番号5-23、赤木委員、初デビューになりますがよろしくお願いいたします。

それから皆様方、ご挨拶は立ってご挨拶をしていただいて、資料等を見ながらやらなきゃいけないんで、発表は着座してやってください。その方がいいですね。じゃあそういう格好で。はい、よろしくお願いします。

○赤木委員

今日初めてですのでよろしくお願いします。それでは第17号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてということです。

土地の所在地	畠田 合所 636-1	登記地目	現況地目	共に田	登記面積	2,694㎡
譲受人	畠田▲▲番地▲	●●	●●		▲▲歳	
譲渡人	倉敷市田ノ上▲▲▲番地▲	●●	●●		▲▲歳	
譲受理由	増反による					
譲渡理由	耕作不便					
耕作面積	4,180㎡					
家族数	3					

3条-23ということで、赤枠で囲まれているのが636-1です。十数年前からもう譲受人さんが耕作されておりまして、一応名義変更ということで、今回申請した通りでございます。

これで説明は終わらせていただきます。

○石原会長

はい、では事務局の方から調査書をお願いします。

○事務局難波

議案第17号 受付番号5-23 所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

はい、それでは5-23につきましてご説明を頂戴いたしました。皆様方からご質問ご意見あれば頂戴いたします。

どうでしょうか。特にございませんか。

じゃあなさそうですので、農業委員さんご判断願います。許可相当とお考えの農業委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

5-24に参りましょう。友光委員説明願います。

○友光委員

16番友光が、5-24について説明させていただきます。

土地の所在地 香登本 河原 496-1 登記地目現況地目共に畑 登記面積 93㎡

譲受人 香登本▲▲▲▲番地▲ ●● ●●● ▲▲歳

譲渡人 香登本▲▲▲▲番地▲ ●● ●● ▲▲歳

譲受理由 増反による

譲渡理由 耕作不便

耕作面積 7,448㎡

家族数 5

地図の方、2ページですか。ちょっと説明させていただきます。国道2号線の香登交差点があります。その隣にファミリーマートがありまして、その北側に●●●●さんがあります。その●●●●さんの裏の小さな畑になります。この譲受人様は皆さんご存じだと思うんですけど、田んぼとか畑をいっぱいされておりまして、今後も小さい畑ですけど、使われるように聞いております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

○石原会長

はい、それでは事務局の方から調査書の説明願います。

○事務局難波

議案第17号 受付番号5-24 所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

はい、それでは5-24につきまして、ご質問ご意見あれば頂戴いたします。

なければ僕の方から。93㎡ってかなり狭小な畑でありますけれども、これ農地利用どうなさるんですか。

○友光委員

●●さんですか。それを譲受人さんが取得されておまして、その裏で簡単なネギとかそういうやつを作られるようにお聞きしております。

○石原会長

ありがとうございます。その他ございませんか。

じゃあなさそうですので、委員さんご判断願います。許可相当とお考えの農業委員さん挙手願います。最適化推進委員さんは大丈夫です。議決権は農業委員さんしかありませんので。

(賛成者挙手)

○石原会長

はい、全員ですね。許可といたします。

ちなみに申し上げます。議決権は農業委員さんに。それからご質問、ご意見は最適化推進委員さんも活発に仰っていただければ。よろしくお願いいたします。

5-25に参ります。花岡委員説明願います。

○花岡委員

それでは23番花岡が、5-25について説明いたします。よろしくお願いします。

土地の所在地 麻宇那 金坪 377-1 登記地目現況地目共に田 登記面積 210㎡

譲受人 麻宇那▲▲▲番地 ●● ● ▲▲歳

譲渡人 麻宇那▲▲▲番地 ●● ●● ▲▲歳

譲受理由 増反による

譲渡理由 耕作不便

耕作面積 156,114㎡

家族数 2

この土地は譲受人自宅の隣地にあつて、長年懇意にしている譲受人譲渡人双方のトラクターと、多数の農機械の保管場所として現在使用しています。今後も同様の使い方を続

けるので、管理がしやすい譲受人に無償で譲渡することにしたそうです。場所は地図3ページの、県道蕃山友延線沿いの大谷川との合流点、頓宮工業所から下へ約300mのところにあります。ブルーラインの蕃山インターチェンジから西北西に800mのところですよ。

以上簡単ではございますが、説明の方終わらせていただきます。ご審議の上ご議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○石原会長

はい、それでは事務局の方から調査書の説明願います。

○事務局難波

議案第17号 受付番号5-25 所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

はい、それでは5-25、ご質問ご意見あれば頂戴いたします。

それでは事務局、ちょっとだけ気になりましたのでお尋ねします。今花岡委員が、トラクター保管場所等々の場所に既に使われとって、今後もそのような目的でおそらく農地は使われるんですけど、それは転用案件の方にはならないと考えていいんですか。

○事務局難波

農機具を今後恒常的に置くというご意思が今回譲受人の方にあるのであれば、農地転用ではなくて、農地台帳上の地目変更の方を掛けていく必要があるのかなと思います。農事に供することから、農地転用には当たらず、農地台帳上の地目変更をかける必要があると思います。

○石原会長

農地台帳上の地目変更というのはどのような。

○事務局難波

地目変更届というものを書いていただいて、農機具倉庫を設置する場合と類推適用して、農機具置場・保管庫といった形でご提出していただくようになると思います。

○事務局岡村

農業用施設用地というような位置づけをして台帳上整理していくような形になります。

○櫻本委員

200㎡以下という考え方も気になりますね。210㎡になってますよね。

○事務局難波

農機具倉庫を建てる場合においても、該当の面積が見る部分でありますので、その土地全体を見るものではありません。なので車両を保管する場所の絵を描いていただいて、そこを実際に使用する面積、もちろん橋の進入路だとかはそこに供される場所であると思うんですが、奥に田んぼがあるんで、その進入のための通路でありますというような弁があれば、そこはもう別という風に見なすしかないと思います。

○石原会長

いいですか。櫻本委員。

今後ね、多分一般の方からこういうご質問が最適化推進委員さんも農業委員さんもあると思うんですよ。だからそこら辺りの話も入れといてください。

ええと、これ議決いただいてませんかね。いませんね、私質問したから。ないようでしたら皆様方から、農業委員さんご判断願います。許可相当とお考えの農業委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

5-26に参りましょう。引き続き花岡委員説明願います。

○花岡委員

失礼します。5-26の説明をします。

土地の所在地 穂浪 塚本 3882-3 登記地目現況地目共に畑 登記面積 168㎡

土地の所在地 穂浪 塚本 3882-7 登記地目現況地目共に畑 登記面積 230㎡

譲受人 穂浪▲▲▲▲番地▲ ●● ●● ▲▲歳

譲渡人 大阪府高槻市安満北の町▲番▲号 ●● ●●● ▲▲歳

譲受理由 増反による

譲渡理由 耕作不便

家族数 1

譲受人と譲渡人は親戚であり、遠隔地で住んでいる譲渡人に代わってこの土地を、一つの方と聞いておるんですけど、一方を管理してきていたそうです。譲渡人は高齢であり、管理上の問題などから手放すことを考え、譲渡人はこの度、今まで世話になっている親戚に無償で譲渡することにしたそうです。2つの畑とも家庭菜園用に、害獣除けの工夫をして

使用されていまして。場所は地図4ページの250号線、市営バスの興亜前、藤原啓記念館入り口から東北東に約150mのところにあります。

以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議の上ご議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○石原会長

はい、それでは事務局の方から調査書の説明願います。

○事務局難波

議案第17号 受付番号5-26 所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

はい、それでは5-26につきまして、ご質問ご意見頂戴いたします。

○草加委員

聞く必要ないと思うんですけど、耕作面積0と用意されとります。ただあの、増反によるが理由になっとるんですけど、0でもやっぱり増反という理由になるんですか。

○事務局難波

申し訳ありません。増反ではなくて、従来0から何かを取る場合は新規就農とさせていただいておりましたんで。誤植でございます。失礼しました。

○石原会長

じゃあそのところ、増反による を 新規就農による とか、そのように加筆しておいてください。

その他ございませんか。

じゃあなさそうですのでご判断願います。許可相当とお考えの農業委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

続きまして3ページに参りましょう。議案第18号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認につきまして、受付番号5-20、再び赤木委員説明願います。

○赤木委員

それでは5-20について説明いたします。

土地の所在地 畠田 荒堀 109 登記地目原野 現況地目畑 登記面積 323㎡

譲受人 岡山市南区西市▲▲▲番地▲

●●●●●●●●●●株式会社 代表取締役 ●● ●

譲渡人 畠田▲▲▲番地 ●● ●●● ▲▲歳

転用目的 露天駐車場（事業用）

施設の概要 駐車場 323.00㎡

農地種別 2種

ご主人が亡くなり、畑をするのも歳でなかなかできないということで、今回譲受法人の方に売却するという事で申請が出ております。場所的には5ページを見ていただいて、県道畠田西大寺線ですが、ちょうどNTNの南、約300mぐらいのところですよ。そこに譲受法人が反対側に事務所を構えておりますので、その駐車場をいうところで、そこに売却するということですよ。以上です。

○石原会長

それでは補足説明、事務局の方からお願いします。

○事務局難波

議案第18号 受付番号5-20 所有権移転です。

まず農地区分につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地で、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。転用目的につきましては、先ほど赤木委員からご説明のあったとおり、申請人の事業用露天駐車場ということですので目的については適当であると考えます。続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金▲▲▲万円でまかなう計画でありますので、適当であると考えます。転用行為の妨げとなる小作の関係ではありますが、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は駐車場施設のための必要最小限の面積であり適正と考えます。周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。なお、許可後着工、令和5年12月末完工予定となっております。以上であります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○石原会長

はい、それでは5-20につきましてご質問ご意見あれば頂戴いたします。

○櫻本委員

登記地目が原野ということになっております。申請が必要ということですかこれは。

○事務局難波

登記地目は原野ということであっても、農地法は現況主義でありますので、現況、課税とかが畑や田であれば農地台帳上に掲載されることから、審議対象になるという風な運用となっております。

○櫻本委員

いや、耕作せんと、例えば草を生やしておった場合は農地と見なさんと。

○事務局難波

その場合は登記地目が田畑のままでありますので。今の条件であれば。

○櫻本委員

いやいや、これ原野。

○事務局難波

原野で、現況も課税も原野であれば、そこはもう台帳上には挙がってきませんので、諮る必要はありません。

○石原会長

よろしいですか櫻本委員。その他ございませんか。

これは赤木委員、ここは石を置いとったよね。その一角なんじゃなこれは。

○赤木委員

その周りにはもう譲受法人が駐車場として使ってます。

○石原会長

もう置いとる状態。残りの土地利用計画図、別添のやつのところも、赤で囲まれてあるところが対象で、その他は譲受法人が利用しとるんですよ。わかりました。

その他ありませんか皆さん。

それじゃなさそうですので、農業委員さんご判断願います。5-20につきまして、許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

5-21に参ります。友光委員、再び説明願います。

○友光委員

16番友光が5-21について説明させていただきます。

土地の所在地 香登西 笠田 106-1 登記地目現況地目共に田 登記面積 950㎡

香登西 笠田 106-3 登記地目現況地目共に田 登記面積 525㎡

香登西 笠田 106-5 登記地目現況地目共に田 登記面積 272㎡

香登西 笠田 106-4 登記地目現況地目共に田 登記面積 129㎡

譲受人 津山市高野本郷▲▲▲▲番地▲ ●● ●● ▲▲歳

(上1筆、下1筆の持分割合1/2)

総社市新本▲▲▲▲番地 ●● ●● ▲▲歳

(中2筆、下1筆の持分割合1/2)

譲渡人 香登西▲▲▲番地 ●● ●● ▲▲歳

転用目的 貸住宅、その他住宅敷

施設の概要 借家住宅 2棟 295.38㎡

進入路 129.00㎡

農地種別 3種

譲受人さん同士は利害関係は全くなく、大東建託が一枚の田んぼを分筆して、お一人様10戸毎で、合計20戸建てられるようになっております。進入路なんですけど、持分が1/2の持分農地という格好になっております。地図の方なんですけど、6ページの方をご覧ください。2号線の香登駅前交差点があります。そしてその横がホームセンターナンバになっとなんですけど、その北の方100mぐらいの赤く塗られた場所になります。この土地が1枚の土地だとさっき説明したんですけど、分筆して進入路だけ1/2ずつ持分ということで、ちょっと異例の扱いじゃないんですけど、まあちょっと異例かなと思っています。それから水路の方には雨水しか流さないと聞いております。

以上で簡単ですがご説明を終わらせていただきます。

○石原会長

それでは事務局の方、補足説明願います。

○事務局難波

議案第18号 受付番号5-21 所有権移転です。

まず農地区分につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地で、第1種農地及び第2種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから、第3種農地と判断します。転用目的につきましては、先ほど友光委員からご説明のあったとおり、申請人の貸住宅とい

うことでありますので目的については適当であると考えます。続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金▲▲▲▲万円及び借入金▲億▲▲▲▲万円、計▲億▲▲▲▲万円でまかなう計画でありますので、適当であると考えます。転用行為の妨げとなる小作の関係であります、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は貸住宅のための必要最小限の面積であり適正と考えます。周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。なお、許可後着工、令和5年度末完了予定となっております。以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

はい、それでは5-21につきましてご質問ご意見あれば頂戴いたします。

ございませんか。

じゃあなさそうですのでご判断願います。許可相当とお考えの農業委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

5-22に参ります。友光委員説明願います。

○友光委員

16番友光が5-22について説明させていただきます。

土地の所在地 大内 大開 931 登記地目現況地目共に田 登記面積 325㎡

大内 大開 932 登記地目現況地目共に田 登記面積 443㎡

譲受人 瀬戸内市長船町磯上▲▲▲▲番地▲▲ ● ● ● ▲▲歳

譲渡人 香登本▲▲▲番地▲ ● ● ● ▲▲歳

転用目的 貸事業用地

施設の概要 店舗 1棟 177.61㎡

駐車場 75.00㎡

農地種別 3種

地図の方は7ページをご覧ください。国道2号線沿いに大ヶ池という大きな池があります。その東側に池灘交差点がありまして、それより北にずっと上がっていったら一番上の方になるんですけど、備前自動車教習所、その右下の方に大内保育園、その下の方が赤で印をつけさせていただいた住宅地言うたら住宅地になるんですけど、近隣での田んぼとか畑、稲作とか畑は作られとるところはほとんどないような状態です。こちらに関しても●●●●

●●●●●という会社があるんですけど、檜の酵素風呂と健康食品と、簡単な食事ができるような建物を建てるように聞いております。水路の方にも雨水しか流さないいうことで確認しております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます

○石原会長

それでは事務局の方から、補足説明願います。

○事務局難波

議案第18号 受付番号5-22 所有権移転です。

まず農地区分につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地で、第1種農地及び第2種農地のいずれの要件にも該当しない農地であることから、第3種農地と判断します。転用目的につきましては、先ほど友光委員からご説明のあったとおり、申請人の貸事業用地ということですので目的については適当であると考えます。続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金▲▲▲万円でまかなう計画でありますので、適当であると考えます。転用行為の妨げとなる小作の関係であります。申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は貸事業用地のための必要最小限の面積であり適正と考えます。周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。なお、許可後着工、令和5年度未完了予定となっております。事務局から補足なんです。今回貸事業用地と書いていて、上物はまた別の会社の方が建てられるということですが、今回の譲受人さんが持たれる会社なので、個人さんの社長が土地を購入、譲り受けられて、それを会社が上物を建てられるということから、貸事業用地というような整理の方をさせていただいております。なお申請書においては事業計画書等はこちらの方に提出されており、審査の方させていただいております。以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

はい、それでは5-22、ご質問ご意見あれば頂戴いたします。

友光委員、先程雨水は用水へのみ排水すると。この土地利用計画図は風呂だから汚水が出ますよね。それは下水へ流すということですか。

○友光委員

下水の方へ流します。それで風呂というんですが、檜の酵素ということで、ほとんど水は使わないようにお聞きしとるんです。ですから現代的な、おがくずみたいな恰好を温めて、サウナじゃないんでしょう、その辺りは私もちょっと詳しくは分からないんですけ

どそういう格好で聞いております。

○石原会長

他にございませんか。

なさそうですので5-21、許可相当とお考えの農業委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。ああ、5-22です。すみません。許可といたします。

4ページに参ります。5条の案件でございます。5-23、山本委員説明願います。

○山本委員

19番山本が、5-23について説明いたします。

土地の所在地 伊部 竈ノ下 1955 登記地目現況地目共に田 登記面積 873㎡

伊部 竈ノ下 1956 登記地目現況地目共に田 登記面積 291㎡

伊部 竈ノ下 1963-1 登記地目現況地目共に畑 登記面積 280㎡

譲受人 東片上126番地 備前市

譲渡人 伊部▲▲▲▲番地▲ ●● ●● ▲▲歳 (上2筆)

伊部▲▲▲▲番地▲ ●● ● ▲▲歳 (下1筆)

転用目的 露天駐車場 (事業用)

施設の概要 駐車場 1,444㎡

農地種別 3種

地図の8ページをご覧ください。地図の中央ぐらいに赤穂線の伊部駅があります。その南口より約400、500mのところ伊部大窯跡がございます。その北側の駐車場になります。その、赤線で囲ってる部分が今回出されている3ヶ所でございます。

以上よろしくお願いします。

○石原会長

それでは事務局の方から、補足説明願います。

○事務局難波

議案第18号 受付番号5-3 所有権移転です。

まず農地区分につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地で、第1種農地及び第2種農地のいずれの要件にも該当しない農地のため、第3種農地と判断します。転用目的につきましては、先ほど山本委員からご説明のあったとおり、申請人の駐車場用地というこ

とでありますので目的については適当であると考えます。続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金▲▲▲万円でまかなう計画でありますので、適当であると考えます。転用行為の妨げとなる小作の関係であります、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は駐車場用地のための必要最小限の面積であり適正と考えます。周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。なお、許可後着工、令和7年度末完了予定となっております。以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

はい、それでは5-23、ご質問ご意見頂戴いたします。

大窯を訪れるお客様のための駐車場ということでもいいですか。これは。

○事務局岡村

そうですね。南大窯の史跡ですかね、ここの駐車場及び、今備前焼ミュージアムの解体工事等々がこれから始まって参ります、そちらの関係にも使うような駐車場用地の取得ということで挙げさせていただいております。

○石原会長

わかりました。その他ございませんか。

じゃあなさそうですのでご判断願います。5-23、許可相当とお考えの農業委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

続きまして5-24に参ります。草加委員説明願います。

○草加委員

それでは4番草加が、5-24について説明いたします。

土地の所在地	東片上 大淵西 709-1	登記地目現況地目共に田	登記面積	3,620㎡
	東片上 大淵西 716-3	登記地目畑 現況地目田	登記面積	509㎡
	東片上 大淵西 714	登記地目現況地目共に田	登記面積	1,759㎡
	東片上 大淵西 716-13	登記地目現況地目共に畑	登記面積	737㎡
	東片上 大淵西 717-4	登記地目現況地目共に畑	登記面積	115㎡

譲受人	東片上▲▲▲番地	●● ●	▲▲歳	(上2筆)
	東片上▲▲▲番地	●● ●●●	▲▲歳	(下3筆)
譲渡人	東片上126番地	備前市		
転用目的	多目的広場			
施設の概要	運動場	6,740㎡		
農地種別	3種			

場所ですが、地図の9ページをご覧ください。市役所の前の道路を東へ、備前商工会館の100m先を右折して大淵川を渡り、すぐ右の元片上保育園に接続する土地でございます。地図の赤丸のところでございます。計画ではそこへ、子供用のサッカー場と駐車場とこども広場となっておりますが、土地計画ではフェンスとグラウンド整備等で全体の完成ではないようです。予算・事業期間の説明は事務局の方でお願いします。そしてこのことに関して一言申し上げたいと思います。譲渡人の●●さんは、令和2年ですから今から3年前ですね、4月に3条申請にて、兵庫県より就農するためとして、家付きだったものですからそれを買って来られたんです。ずっと私農業委員として寄り添っていました。電気柵もされ、野菜作りに励んでいました。市よりのこの話について、こうなると別の土地を探さないといけないと言うて、少し抵抗をされていましたが、まあこの方詳しい方で、収用法とは違うんですけども、契約に同意いたしましたと言われました。意見は私述べませんでしたが、このような経緯があることを知ってのことなのかということです。今日も現地を見てきましたが、断念されたんでしょう、もう草が生えておりました。私としては残念な気がいたします。仕方がないのかなという思いもしております。

以上ご審議の上、ご議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは事務局の方から、補足説明願います。

○事務局難波

議案第18号 受付番号5-24 所有権移転です。

まず農地区分につきまして、農用地区域内にある農地以外の農地で、第1種農地及び第2種農地のいずれの要件にも該当しない農地のため、第3種農地と判断します。転用目的につきましては、先ほど草加委員からご説明のあったとおり、申請人の多目的広場整備ということですので目的については適当であると考えます。続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金▲▲▲▲万円でまかなう計画でありますので、適当であると考えます。転用行為の妨げとなる小作の関係であります。申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は多目的広場のための必要最小限の面積であり適正と考えます。周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。なお、許可後着工、

令和6年度末完了予定という風に計画がなっております。以上であります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○石原会長

はい、それでは5-24、ご質問ご意見あれば頂戴いたします。

○高取委員

先程●●さんの現況をお聞きしたんですけど、もう一人の●●さんの現況というのが分かったら教えてください。

○草加委員

この方はここへずっと住まわれておりまして、ちょっと耕作ができてない田んぼが続きにありましたということでございます。

○石原会長

それでは他に何かありますか。

○難波委員

この譲受人さんは3年前に新規就農という形でこの備前市にやってきたという説明だったんですが、3年前に来る、来ていただいたんですかね就農で、これはどういうプロセスでこちらへ来るようになったんですか。自分で探してきたのか、それとも備前市の方の紹介で新規就農についたのか、そこでだいぶ違ってくるんじゃないかと思いますが。

○草加委員

兵庫県の県の職員の方で、農業関係のことに実務をされてた方で、これはたぶんたまたま自分で探されて、だいぶ前から欲しいということだったんで、話をその6年前ぐらいからしとりまして、いよいよそういう形で来てくださって、土地についても大変土壌検査、水質検査、pHまで調べて、農業計画も十分に作られてやっておられた方でございます。

○難波委員

3年前にはこの計画はまだ立ってなかったんですか。この多目的広場とかそういうのを作るという。もしその作るということが分かっているのに新規就農を奨励するのはちょっとどうかと。これは個人的な感想です。

○石原会長

その辺り、事務局どうですか。

○事務局岡村

この場所なんですけど、3年前にここにまだ多目的広場とかを作るような計画はありませんでした。

○草加委員

私の情報によりますと、たまたま隣のゲートボール場がございまして、そこへ市長さんが奨励のためにお見えになったときに、あれは何ならということで見られて、よしそういうことなら希望があるから開発したらいいんじゃないかなというようなことだったと思いますんで、それ以後の僕のいろんな意味での意見方針を求めないで走ってしまったんじゃないかなというような気がしてなりません。

○石原会長

何か他にご質問ありませんか皆さん。特にございませんか。

○森安委員

すいません、単純に気になるんですけど、もしここで否決されて、駄目ってなったときに、皆さんの意見が差し戻されるんですか。差し戻しても、耕作できる状態になるのか。でも計画は計画なので、進んでいってしまうのかが知りたいです。

○石原会長

草加委員、●●さんに関しては代替地は市の方へ求められているんですか。

○草加委員

ですから、私が今述べたように、ずっと寄り添って話を聞いておりましたところ、同意をしましたと言われるから、私はそれ以上のことは申し上げませんでした。

○石原会長

まあだから草加委員の耳には、●●さんが継続して営農なさるかどうかいというのは入っていないんですよ。

○草加委員

今は入っておりません。今日終わったら訪問してみようと思ってます。

○石原会長

ただ、この今市が持ってきた案件に関しては、彼は同意なさったからここに挙がってきとるんですよ。

○草加委員

土地を買うことのこともよう詳しくて、収用法で来るのか、どっちで来るんですかいうて市の担当者にも説明しましたというものですから、大変詳しい方です、こういうことについてはね。でもそれを押し切ってやられたんだから、それなりの理由があったんだらうという風に想像いたします。

○石原会長

まあだから、彼はとりあえず承服したからここに挙がってきとるわけじゃから、そのことは今後彼が営農するかどうかとはちょっと切り離して皆さん判断なさったら。

○草加委員

それで言う話が、別の土地が欲しいんですけど、こんなんですと言われるんですけど、ちょっとそういうことについて、お勧めすることができなかったというのも私の心です。以上でございます。それと同時に今見たら、断念されてるというのがひしひしと感じます。柵はできてますけど大草が生えております。

○石原会長

とりあえずここに挙がるとるということは●●さんはこの市の計画に関しては同意なされたということだから。そこははっきりしましょう。それから次に●●さんが希望があつて代替地を求めて、このような今約4反ぐらいの規模ですか、そういうものを求めるのであれば、うちに来たらこういう農地があるで、というような、この中にも農業委員さんはいっぱいこれだけ備前市にいらっしゃるでしょうから。

○草加委員

買うてまで来とりますから。あの近くがいい。

○石原会長

そうですか。だから本当にいいんですよ。片上の方がいいんですね、他の地域より。

○草加委員

と思います。

○石原会長

という風に考えたらいいいんじゃないかなとは判断するうえで思います。

もう他にありませんか皆さん。

じゃあとりあえず農業委員さんのご判断をお伺いいたします。許可相当とお考えの農業委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

多数ですね。全員ではありませんけど多数で許可ということになります。5-24の案件は以上になります。

続きまして5ページに参りましょう。議案第19号 農用地利用集積計画を定めることにつきまして、市の方から、市長の方から諮問を受けております。6ページにその詳細がかかっております。今回は3案件ですね。香登の案件、吉永の案件、吉永の案件ということで。下2つの利用権設定を受ける者は、お二人さんは私も存じております。どちらも県外からやってこられていらっしゃる方ですね。香登の方は私は存じ上げません。友光さん、この香登の方はご存じですか。●●さん。何か情報がありますか。

○友光委員

●●さんのことですね。だいたい香登の向こうのことでよく把握できておらんのですけど、若い方で、にんにくを始めようとしよるんじゃということは聞いております。半年ほど前に。それでよその土地を買い上げるような計画で動いとるということで。お父さんの所有で5,6反の田んぼがあるから、それはどなたかに稲作を作っていただいとって、それを返していただいて、自分の本業でいこうかと。1回だけお会いしたことがあって、それ以降は会っていないのですけど、詳しいことはわかりません。申し訳ありません。

○石原会長

前に人・農地プランので、その話ちょこつと言われとった。あの方じゃな。踏切の南でやられよる方。

○友光委員

お二人にんにくをされよる方がおられまして、そうです。もう一人の方はなんか噂では、もうやめようか、いう風な感じで動かれよるようにも、噂ですけど。ちょっと香登の向こうの方で、あまりよく把握できてないんで。すみません。

○吉形委員

えー、この●●●君いう人は、どこじゃったかな、富山県か。で、青年協力隊かな。あれで5年ぐらい行っとして、帰ってきて、現状今ここに出とる●●君の土地を買って、今そこへイチジクをやっとなですわ。にんにくするいう予定だったんですけど、土地が砂利が多すぎるいうて、これを断念して、違うことをしてやろうと。そういうんを模索しとる最中です。その上にも土地があるんで、そこも買って、何をしようかいう現状です。

○石原会長

これは承認案件ですので、農業委員さんご承認いただける方は挙手でお願いいたします。
ご承認いただけますでしょうか。

(賛成者挙手)

○石原会長

ありがとうございます。承認されました。

それから7ページへ参ります。報告第10号 農地法第3条の3の規定による届出が出てございます。大内の案件、伊部の案件、東片上の案件、吉永の案件です。いずれもあっせん希望はございません。ということで、このような案件が出ているんだということを担当地区の農業委員さん最適化委員さんにご含みおきください。

以上で今日の審議は終了いたします。ご協力ありがとうございました。

6. 閉 会

7. その他

次回農業委員会総会の開催日程について

新任委員研修会の開催について

タブレットのアップデート及び7月に発生した障害について

農業委員会活動用アイテムの発注について

業務日誌の作成について【新任委員のみ】

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを承認する。

署名委員 備前市農業委員会委員 3番 吉形 敦 委員

備前市農業委員会委員 4番 草加 巳良 委員